

本後援会は、名城大学教職員、名城大学卒業生、在学生保護者及び賛助企業会員によって組織されています。健全な学生を実社会に送り出すために課外活動（スポーツクラブ・文化系クラブ）を支援すると共に、地元優良企業の賛助企業を充実し在学生の就職活動を本学キャリアセンターを通じて支援しています。

保護者の方々にも積極的にスポーツの応援及び劇団、管弦楽などの鑑賞にも参加していただくことで、教職員・学生・卒業生・保護者の連帯をはかることを意図しています。

なお、保護者会員の場合は、一度入会いただくと学生の在学期間中有効となりますので、ご入会いただきますようお願いいたします。

主な事業は、課外活動団体支援として①クラブ強化・大会支援 ②大会の応援者支援 ③就職活動支援 ④公演会・演奏会支援 ⑤学生・学生団体の表彰及び祝賀会開催支援 ⑥ボランティア活動支援を行っています。

## 名城大学スポーツ・文化後援会会則（抜粋）

(会 員)

第 4 条 本会の会員資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) A 会員 本学の教職員、退職者、理事及び評議員
- (2) B 会員 校友会会員（卒業生）
- (3) C 会員 本学学生の保護者
- (4) D 会員 賛助会員（趣旨に賛同する者、及び企業または団体）

②各号の中で、年会費を納入したものを会員とする。

③C 会員については、1 回の会費納入をもって当該学生が在学する間会員となる。

(会 費)

第 15 条 本会の会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) A 会員、B 会員 年会費として 5,000 円を納入するものとする。
- (2) C 会員 入学時に 5,000 円を納入するものとする。
- (3) D 会員（企業） 年会費として 10,000 円を納入するものとする。
- (4) D 会員（個人） 年会費として 5,000 円を納入するものとする。

### ○課外活動費

課外活動は、学生の教養と品性の涵養および社会性の陶冶、学生相互の啓発などの教育的意識にてらして、大学が正課外教育の部門として捉えているものです。本大学における課外活動団体は、大別して文化・学術団体、体育会および学生（自治）会等があり、大学としてもこれら各団体に対し必要な指導と援助を与えております。

ところで、この団体のうちから下記のとおり在学中の全会費（活動費）の徴収業務を法人に委託してまいりましたので、以上の趣旨をご理解のうえ、納入方ご協力くださいますようお願いいたします。

### ○体育会

#### 名城大学体育会会則（抜粋）

第 3 条〔目的〕 本会は、名城大学（以下「本学」という。）における体育の振興をはかり、学生が体育を通じて、心身を鍛え、品性を陶冶し、あわせて会員相互の親睦と精神を培うことに努め、その成果をもって本学の発展に寄与することを目的とする。

第 6 条〔会員〕 本会の会員は、第 3 条の目的に賛成し、入会したものである。

第 24 条〔会費〕 本会は本学学生より四千円の会費を徴収する。

〔概 要〕 名城大学体育会の活動は、クラブ発表を兼ねた新入生歓迎会や大学祭、全国大会出場クラブの壮行会などの諸行事及び体育会所属クラブへの活動援助を主な事業として活動しております。